

あなたの情報は守られます!!



# 住民基本台帳ネットワークの個人情報保護対策

存し、いつ、だれが、コンピュータを使用したか、追跡調査ができるようにシステムの改善を進めています。

住民カードの個人情報保護措置



カードの使用は、本人しか知らない暗証番号で照合します。カード偽造、改ざん防止のためにカードに防着用機能を付加しています。カードを紛失した場合は、交付した市区町村に連絡すれば、すぐに使用停止措置をとることが出来ます。

このように住民ネットは安全、安心なシステムですが、今後とも個人情報保護に十分配慮し、万全な体制でシステム運営にあたっています。

【問合せ先】

住民課 戸籍住民係 内線 122

ます。住民票コードの民間利用を禁止しています。

外部からの侵入防止



情報のやり取りは安全性の高い専用回線を利用し、ファイアウォールおよび侵入検知装置の設置により不正侵入を防止しています。また住民ネット端末機は、コンピュータウイルス防止のためにインターネットには接続していません。

住民票の写しの広域交付、転入転出手続きは簡素化され、転出市区町村から転入市区町村のみへ、本人確認情報以外の続柄、戸籍の表示などの情報が送信されず。(都道府県や指定情報処理機関のコンピュータへは情報は送信されません)

運用にあたっては、個人情報の保護を重要課題として次のような対策をとっています。

保有情報の制限・利用の制限

都道府県や指定情報処理機関( )が保有する情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)と、住民票コードおよび住所などの変更情報に限定しています。

指定情報処理機関(住民ネットの円滑な運営を行うために、総務大臣により指定された機関で、住民ネットを24時間監視しています。(財団法人地方自治情報センターが指定されています))



情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定してい

通信を行う際にはデータを暗号化しています。万一の場合には住民ネットを停止します。

内部不正利用の防止

住民ネット操作者には守秘義務があり、通常より重い刑罰を科しています。操作者識別カードやパスワードによる厳格な本人確認を行い、正当な者だけがコンピュータを操作できるようにしています。



コンピュータの使用記録を保